**平成２３年（フ）第５７７号**
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目16番６号
破産者　東　　式子
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第９５号**
茨城県東茨城郡城里町大字阿波山621番地の１
破産者　関　　茂
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第５９号**
佐賀県鹿島市浜町乙1551番地
破産者　村上　和治
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２４年（フ）第６０号**
佐賀県鹿島市浜町乙1551番地
破産者　村上　　博
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２４年（フ）第７１号**
長崎県長崎市小峰町14番17号　レジデンス小峰202号、旧住所長崎県長崎市竹の久保町１番４号
破産者　今村　徳子
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第８１７号**
北海道千歳市信濃３丁目15番15号
破産者　三上　富明
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第９号**
秋田市南通築地４番10号　アークシティ築地第二1004号
破産者　菅原　　真
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第５８号**
秋田市土崎港北２丁目７番６棟１号
破産者　秋葉　清江
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２３０号**
山形県上山市狸森322番地１、開始決定時の住所山形県上山市河崎３丁目９番１号
破産者　石山　正明
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２６１号**
山形県上山市長清水２丁目７番５号　土屋アパートＢ号室
破産者　齋藤信一郎
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第４３号**
千葉県匝瑳市東小笹829番地
破産者　伊藤　博法
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２４年（フ）第８４３号**
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目43番地12　小金ハイム103号
破産者　稲垣　博一
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２０６号**
横浜市港北区新吉田東５丁目61番16―206号
破産者　成田　茂樹
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２２３号**
川崎市幸区東古市場118番地２　東古市場ハイム602
破産者　藤田　一志
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２３９号**
川崎市宮前区東有馬４丁目13番18号　ハレクラニハイツ102
破産者　桂畑　利子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１３４号**
静岡県袋井市川井1397番地の１
破産者　平田　和美
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第２６０５号**
名古屋市中川区打中１丁目26番地　プラムエイト101号
破産者　山盛　嘉和
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２６１０号**
名古屋市北区安井４丁目14番35号
破産者　藤原　和子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第４６５８号**
大阪市鶴見区茨田大宮２―９―16　ハイツ大宮201号、住民票上の住所大阪市鶴見区緑２丁目６番30号
破産者　岡﨑　幸雄
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部